



先日、必要があつて古い記録を見た。その中に、弁護士になつて8年目で担当した国選刑事事件のファイルがある。弁論要旨は手書きで43ページ、そのコピーは紫色に変色している。公団賃貸住宅で這い這いしている長男をあやしめながら、苦労して獲得することとなる初めての無罪判決に通ずるもので、様々な思い出がある。

しかし私が、ここで特に指摘したいのは事件関係に要した情報伝達の速度と技術の変化である。弁論要旨作成も和文タイプでの作成から、ワープロを経てパソコンでの意見交換まで、莫大な量と質の情報の伝達を行っている。

文章作成に止まらず、法律・政令、判例の分野においても、その他の日常の生活分野においても、半世紀以前には思いも及ばなかったことが今日では出来ている。弁護士に対する期待もまた大なるものがあると自覚したい。



文書作成と法律業務

弁護士 松浦 基之

コラム

家族信託契約を
知っていますか。

弁護士 木下 泉



家族信託とは財産を保有する人が認知症などで判断力が衰えたときに財産管理や処分に関与しないよう、判断力があるうちに財産を信頼する人に委託し、財産から得る利益を受託者が取得できるようにする制度です。判断力が衰えた場合には成年後見制度を利用することも考えられますが、成年後見だと積極的な財産の運用や税金対策などができないこと、後見人を選ばないこと、専門職が後見人にな

HPVワクチン薬害
東京訴訟について

弁護士 安孫子 理良



平成28年7月に提訴したHPVワクチン「子宮頸がんワクチン」薬害東京訴訟は、現在、東京地裁で、50名規模の原告が参加して、訴訟が係属しています。平成30年11月に第8回弁論期日が開催されました。

私は、HPVワクチンの危険性を主張立証することを課題とした活動に関与しています。これまでに承認前及び現在までの危険性を基礎づける知見（国内外の研究）について詳細に主張を行いました。

被告製薬企業は、臨床試験と承認後の疫学研究で安全性が確認されていることを主張の柱の一つとしています。これについては、HPVワクチンの副反応は、既存の特定の疾患やランバレー症候群などの定義づけられた自己免疫疾患などや個々の症状で発症率を比較しても、多様な症状が重層的に発現するという特徴が把握できず、被告側が根拠とする疫学研究には設計に問題があることを指摘しています。

危険性や有効性といった総論の主張と平行して、原告側は、各原告の被害の実情を個別に主張・立証しています。弁論期日には、毎回車椅子の少女が複数傍聴し、体調を崩す原告もおり、HPVワクチンの副反応の深刻さを痛感しています。

裁判はまだ続きですので、またご報告させていただきます。

今年もよろしく
お願い申し上げます
2019年1月
TOKYO大樹法律事務所所員一同

重国籍はいけないのか

弁護士 近藤 博徳



長くヨーロッパで暮らす、ある日本人がいました。彼は日本人としての誇りを持ち、日本人の会長の務め、現地の日本領事館からも厚い信頼を得ていました。数年前、彼は仕事上の必要から、現地の国籍を取得しましたが、その時も日本人としてのアイデンティティを手放すという意識は微塵もありませんでした。ところが、この国籍取得が「自己の志望によって外国籍を取得した者は日本国籍を失く」と規定した国籍法11条1項に該当するとして、彼は日本国籍を喪失した、とされてしまいました。

彼は「日本人であることを辞めたことは一度もない」と怒り、裁判を起こすことになりました。「国籍法11条1項は違憲無効であり、自分は日本国籍を失っていない」という裁判です。「自分で外国籍を取得したら、日本国籍を失うのは当然だ」と考える人が多いようですが、国籍を失わせるべきなのでしょうか。例えば日本人の父に認知された外国籍の子は、外国籍を持ったまま日本国籍を取得することができます。日本に帰化する場合ですら、事情によっては元の国籍を持ったままの帰化が認められることが国籍法に明記され、実際にブラジルやフィリピンからの帰化者は元の国籍を失っていません。日本人だけが日本国籍を失わなければならないのはむしろ不公平ではないでしょうか。

国籍法11条1項は重国籍の防止が目的だと

私たちの「浪江」を返せ！
浪江原発訴訟

弁護士 濱野 泰嘉



以前、2011年3月11日の福島第一原発事故で被害を受けた浪江町の町民約1万5700人の依頼を受け、原発ADRの集団申立（浪江町集団ADR）を行っていると報告させていただきます。

東京電力が不合理な拒否を続けたため和解に至らず、2018年4月に打ち切りとなりました。東京電力は、和解案を尊重するとの約束、それまで自社社員の事業を除き和解案を受諾していたにもかかわらず、浪江町集団ADRの和解案については拒否を貫き、町民側の早期解決の期待を裏切ったのです。



東京電力が不合理な拒否を続けたため和解に至らず、2018年4月に打ち切りとなりました。東京電力は、和解案を尊重するとの約束、それまで自社社員の事業を除き和解案を受諾していたにもかかわらず、浪江町集団ADRの和解案については拒否を貫き、町民側の早期解決の期待を裏切ったのです。

「私たちの「浪江」を返せ！」これが浪江原発訴訟のスローガンです。浪江町は、その一部が避難指示が解除されましたが、地域の8割以上は除染もされず、いまままだ帰還困難区域のままです。また、帰還した町民も8500人程度、事故時の4%弱にすぎません。浪江原発訴訟は、浪江町民が自分たちの地域、生活、誇り、そしてアイデンティティを取り戻す闘いでもあるのです。

福島原発訴訟の
現地検証に参加しました

弁護士 佐々木 学



2018年10月24日、福島県南相馬市原町区で実施された、福島原発訴訟の現地検証に参加してきました。

この訴訟は、福島県南相馬市原町区大蓬地区などに住む住民ら47世帯・189名が原告となっており、2011年3月に発生した福島第一原発事故によって、ふるさとを喪失・変容させられたことについての慰謝料などの支払いを求めて、東京電力を被告として訴えを提起したものです（提訴日は2015年9月16日、提訴した裁判所は福島地裁いわき支部です）。私も弁護団の一員としてこの訴訟に関わってきました。

この訴訟の原告の約4割に当たる18世帯・84名は、事故があった福島第一原発から半径20km圏内の住民です。そのため、その住居が避難区域に指定され、2016年7月12日にその指定が解除されるまで、5年4か月に及ぶ過酷な避難生活を余儀なくされました。そして、避難区域の指定が解除されてからも、原発事故後に、周囲の多くの住民が避難先から戻ってこなかったために、その生活環境が激変してしまいました。

非常に熱心な様子でした。私たち弁護団のメンバーは、現地検証を実施する前には、現地に何度も通ってリハーサルを行うなど、準備に苦労しましたが（余談ですが、原発事故の影響で、いまだに常磐線の一部不通となっている影響で、公共交通機関を使って、東京から南相馬の現地向かうには、仙台経由で片道4時間近い時間がかかりました）、その苦労の甲斐もあって、裁判官には、原発事故から7年以上経過した現在も、現地がいまだに深刻な状況にある現状を何とか理解して貰えた様子でした。



賃金を払ってくれない!? では、速攻で回収しよう!!

弁護士 岩田 整



「賃金を払ってくれない。」との相談を受けることが多いです。「働き方改革」が叫ばれる中、未だに労働者の人権を軽視する使用者が存在することに驚かれます。

賃金未払に対しては、裁判をすっ飛ばして直ちに強制執行の回収の手続きが、民法上認められています。いわば「飛び道具」です。証拠さえあれば、手際かつ迅速に、さらに当事務所では、安価に、未払賃金を回収する方法があります。依頼者の一人であるYさんは、賃金未払に耐えながらも誠実に勤務を続けたあげく、限界に達し、退職された方ですが、迷った末、強制執行の申立てに踏み切られました。結果は成功。Yさんと曰く、「いつ倒産してもおかしくない会社なので、裁判を起しても回収できないのではないかと不安でした。結果として、無事、未払賃金の全額、さらに、あきらめかけていたサービス残業分も回収でき、本当に良かった。」

誠実な労働者の当然の権利、これを表現するための支援が、Lawyers columnを嬉しく感じます。

弁護士・弁護士会をめぐる情勢

弁護士 村田 智子



2018年4月から、東京弁護士会の期成会という会派の事務局長としています。

東京弁護士会から来る様々な意見照会に対応しながら、弁護士や弁護士会に改革の波が押し寄せてきているのだと実感します。

例えば、「裁判の1T化」の動きです。2018年3月30日に内閣府の裁判手続き等の1T化検討会が発表した報告書に

弁護士会の委員会活動

弁護士 上杉 崇子



弁護士は都道府県単位で置かれている弁護士会に必ず所属しており、所属する弁護士会の活動に関する機会も多くあります。弁護士会の活動の一つに委員会活動があります。私は、東京弁護士会の「性の平等に関する委員会」に所属しています。主に、女性やLGBTの権利問題に取り組む委員会です。活動内容の一端を紹介すると、DV被害者支援のあり方を支援の専門家と意見交換したり、女性も働きやすい社会を実現すべく諸外国の労働法制を研究したり、デートDV防止やLGBTの理解促進をテーマに中学・高校に出張授業に出かけたり、LGBTに関する公開学習会を開催したりしています。2018年の活動で個人的に印象深いものは、弁護士会の職員の就業規則等を改正し、男女の夫婦（法律婚及び事実婚）と同様に同性パートナーをもつ職員にも、慶弔金等の福利厚生が適用されるようにしたことです。委員会活動は、通常業務とは別のやり甲斐や刺激があり、様々な分野の人と出会えることも魅力です。

Lawyers column

は、オンラインによる裁判書類の提出、e法廷（法廷に行くのではなくウェブ会議等を利用して裁判を行う）の開催等、かなり斬新な提案が盛り込まれています。実施されたら、私たち弁護士業務への影響も大きいと思われる。

弁護士の倫理を定める「弁護士職務基本規程」の改正も議論されています。個々の論点は多岐にわたるためここでは触れませんが、その根底には、依頼者と弁護士との関係はとうあるべきなのか、弁護士が増加している中でどのように弁護士や弁護士会に対する社会の信頼を維持していくのか等の極めて重要な問題があります。

このような問題について、私達弁護士だけで議論するのではなく、市民の方々と幅広く議論をしていけたらと思っています。

事務局 ちよとひこと

▼テレビで何かの商品紹介をしていると、つい見てしまう美濃販売士がいます。

その方は割と落ち着いた声のトーンなので不快感はな〜ん、むしろ興味があわくような美濃をするので、購入した商品がいくつかがあります。使ってみるとイマイチなものもありますが、満足いくものに出会えると結構嬉しいものです。

今ほどの商品でも種類が多く、購入の際に迷うことが増えたので、決め手になる情報があると助かります。(一)

▼牀前 月光を看る

寝つくらは是 地上の穢かと
頭を挙げて 山月を望み
頭を低れて 故郷を思ふ
これは盛唐期の詩人、李白の静夜思という代表的な詩ですが、漢詩を好きになった最初の詩です。寝床にそそぐ月の光を見ると、その白い輝きが地上におりた霜ではないかと思つほどであり、頭を挙げると山の端にある月の光であつたと知り、眺めているうちに故郷を思い感慨にふけるのである。という意味です。雪国育ちの私は情景が浮かぶとともに美しい詩だなと思つこの時期がまた好きになる瞬間です。(二)

編集 後記

入所7年目にして初めて「大樹」発行の担当となり、バックナンバーを覗いてみました。そこには、事務局の大大先輩が育児と仕事に奮闘している姿が、今の私と重なり勇気が湧きました。(三)



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分
都営バス「花園町」下車 徒歩3分